無縁墳墓等改葬公告

菰野町池底区南墓地新設及び近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）整備事業並びに一般県道平津菰野線地方特定道路整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内に下記までお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成24年3月29日　菰野町長　石原　正敬

1　墳墓等所在地　三重県三重郡菰野町大字池底字神田1206番地

1　墳墓等の名称　菰野町池底区南墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

1　改葬を行おうとする者　三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地　菰野町長　石原　正敬、三重県四日市市新正４丁目21番５号　三重県四日市建設事務所長　平手　辰勝、三重県四日市市伊倉１丁目２番14号　中日本高速道路株式会社名古屋支社　四日市工事事務所長　村田　啓

1　問い合わせ先　四日市建設事務所用地調整室用地課　ＴＥＬ059―352―0683

無縁墳墓等改葬公告

現在松山市では、墓地整理のため無縁墳墓等を調査しております。墓地使用者、死亡者の縁故者など墳墓改葬等に関する権利を有する方は、お手数ですが下記の墓地管理担当まで、ご連絡くださいますようお願いします。

なお、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出のない場合は、無縁仏として改葬し、墳墓を撤去することとなりますのでご承知ください。

平成24年3月29日　松　山　市

1．墳墓等所在地　愛媛県松山市南江戸六丁目1597番地２（客谷墓地）、同市由良町1254番地（由良墓地）、同市泊町258番地（泊墓地）、同市朝日ヶ丘１丁目1434番地（宝塔寺境外墓地）

1．墳墓等の名称　客谷墓地　①不詳、②相原家之奥城、③西山家之墓、④布袋家累代祖之奥城、宮田家累代祖之奥城、⑤越智淇水排画家之墓、⑥⑦不詳、⑧春夢童子、⑨⑩不詳、⑪栗林忠次之栗林衣姫之墓、⑫栗林幾姫之墓、⑬釋唯願然信士、⑭別宮家之奥城、⑮相田家之墓、⑯故陸軍兵長岡田正治郎之墓、⑰岡田家之墓、⑱佐治家之墓、⑲～㉑不詳、㉒先祖代々之墓、法輪浄光信士、法光妙然、㉓釋廣如儀山、廣如尼貞、㉔～㉝不詳、㉞重松家之墓、㉟賓林妙樹大姉、唯有即明大姉、寂玄常晃居士、㊱懸山曽現柏信女、㊲～㊴不詳、㊵寺尾富貴子墓、㊶～㊷不詳、㊸萩夭義道信士、㊹～㊼不詳、㊽吉田家之墓、㊾吉井家之奥津城、㊿不詳、(51)故岡村文也、紀三ツ比古霊、(52)～(68)不詳、(69)仲屋家累代之墓、實法道輝居士、深心院實相道榮居士、深覺院實水、妙大姉、本覚道締居士、本浄妙貞大姉、(70)念譽成意信士、秋山妙光信女、(71)～(79)不詳

由良墓地　①浄岳清光居士、晃岳妙照信女、他３基、②秋月深心禪定門、吟月智榮禪定尼、他２基、③花雲信士、花榮信女、他６基、④故陸軍軍曹田中政道墓、他６基、⑤二神家之墓、他１基、⑥喜山法榮信士、頓入妙善信女、他２基、⑦青陽道壽信士、菊岸妙涼信女、他３基、⑧常住英道居士、亮尭智誓大姉、即身壽榮居士、弘真壽法大姉、他３基、⑨清月壽榮居士、浄光壽負大姉、秋月菊遊禪定尼、正覺義道居士、秋月菊遊大姉、⑩自心妙光信女、専露満信士、妙山露清信女、他１基、⑪宮好家先祖代々、坂田家先祖代々他１基、⑫清蓮智覺大姉、雲洋膳道居士、美岸學大姉、⑬海学清阿信士、淇月住心信女、⑭村上家之墓、他６基、⑮高岳花迂信士、他２基、⑯不詳、⑰小池家先祖代々、⑱不詳、⑲青山香禪定門、晴月蓮住禪定尼、他４基、⑳不詳４基、㉑清應覺源信士、清山壽昌信女他７基、㉒盛心良道禪定門、他７基、㉓不詳、他12基、㉔觀阿道榮居士、觀月貞艶大姉、他８基、㉕光明院譽道智浄大姉、他４基、㉖安倍家霊塔、他１基、㉗王光院清顔素良居士、他４基、㉘田山、㉙法空圓明居士、常樂妙眞大姉、他４基、㉚浄室妙阿大姉、他９基、㉛秋月圓明居士、霜岸妙貞大姉、他４基、㉜道音信士、妙音信女、他１基、㉝山内家之墓、他５基、㉞不詳、㉟觀阿童女、㊱不詳、㊲覚圓信士、心浄信女、他３基、㊳山下関蔵之墓、他１基、㊴池田家先祖代々、他１基、㊵不詳、㊶随福顕禪定門、心妙光禪定尼他２基、㊷不詳、㊸公明徹心居士、真妙香雲信女他２基、㊹福島家之墓、㊺光全信士松全信女、他３基、㊻金道粗兀居士、㊼㊽不詳

泊墓地　①不詳、②蓮室妙香禪定尼、浄芳照禪定門、浄室妙光禪定尼、③石丸家先祖代々、他３基、④～⑦不詳、⑧信道常願恵明大姉、他２基、⑨秀英童女、⑩不詳、⑪釋實厳信士、霜閑信女、⑫桧垣家之墓、檜垣家之墓、⑬山田家之墓、他９基、⑭山内二累代之墓、他６基、⑮～⑱不詳、⑲先祖代々、⑳㉑不詳、㉒田村家之墓、㉓㉔不詳、㉕松崎家累代之墓

宝塔寺境外墓地　①善性院圓海信士、善覺院妙長信女、②上村、③輪光童女、④梅谷童子、⑤不詳

1．死亡者の本籍及び氏名　不詳

1．使用者及び建立者の氏名　客谷墓地　③西山茂、④布袋健市、宮田サキ、⑯岡田クマヨ、⑰岡田春雄、⑱佐治政弘、弘美、㉒栗林友一、㉞重松淺子、㉟武智新助、㊽吉田トラ、㊾吉井孝、㊾仲屋由三郎、仲屋サク、仲屋正次郎、仲屋丑太郎、その他不詳68件

由良墓地　①竹内惣助、ユウ、②川本藤吉、コキン、⑤房次郎、⑦山本伊三良、⑧田中常蔵、⑨中川清治、室キミ、キク、⑩宮田コチ、サキ、⑪宮好シヲ、⑫住本虎次郎、⑬田中浜蔵、⑭村上カエ、⑰小池勇、㉔濱本長治郎、㉕山本久代、㉖久、㉗山本友四郎、㉝久子、㊴政太郎、㊸林公明、㊹幸男、㊻山本福太郎、その他不詳27件

泊墓地　②杉野芳吉、トラ、たけ、③石丸キクヨ、⑨村上、⑫桧垣米義、亀代子、檜垣徳太郎、⑬山田唯一朗、⑭山内哲作、⑲濱本石松、㉒田村シゲヨ、㉕松崎カツヨ、その他不詳16件

宝塔寺境外墓地　不詳５件

1．改葬を行おうとする者　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２、松山市長　野志　克仁（連絡先　愛媛県松山市萱町六丁目30番地５　松山市保健所生活衛生課）

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項、旅行業者営業保証金規則第３条第１項、第２項及び第３項の規定により次のように公告します。

平成24年3月29日　北海道知事　高橋はるみ

1．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社コモリ観光　北海道旭川市東光11条４丁目２番１号

2．前号の旅行業者の登録番号　北海道知事登録旅行業第３―231号（平成23年１月31日登録抹消）

3．第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成24年４月12日午後１時30分　札幌市中央区北３条西６丁目北海道庁本館９階経済部１号会議室

4．第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表

弁済限度額　3,000,000円

権利の実行の申出の内容

申出者	旅行者であるか否か	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
佐藤　光司	ある	600,000円	600,000円	600,000円	24,570円	575,430円
片原陸奥子	ある	704,000円	704,000円	704,000円	28,828円	675,172円
北海道出納長						53,398円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上表の各手数料の合計）については北海道出納長に支払うこととする。